

嘉穂劇場条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第11号

## 嘉穂劇場条例

### (設置)

第1条 近代の芝居小屋建築の文化財を保護するとともに、地域振興等への活用を図るため、嘉穂劇場を設置する。

### (位置)

第2条 嘉穂劇場の位置は、飯塚市飯塚5番23号とする。

### (施設)

第3条 嘉穂劇場は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 劇場棟

(2) 広場

### (休館日及び休場日)

第4条 劇場棟の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に劇場棟を休館し、若しくは広場を休場することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 火曜日及び水曜日(前号に掲げる期間を除く。火曜日及び水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、休館しない。)

2 前項ただし書の場合において、教育委員会は、劇場棟又は広場の見やすい場所に変更した休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日を掲示しなければならない。

### (開館時間及び利用時間)

第5条 劇場棟の開館時間及び広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(1) 劇場棟 午前9時30分から午後5時まで

(2) 広場 午前9時30分から午後5時まで

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日」とあるのは、

「開館時間又は利用時間」と読み替えるものとする。

(入館料)

第6条 劇場棟の入館者は、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事業をしたときの入館料は、市長が別に定める。

(入館料の減免等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、入館料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(入館料の不還付)

第8条 既納の入館料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可)

第9条 嘉穂劇場の施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第10条 教育委員会は、嘉穂劇場の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 嘉穂劇場の施設を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、嘉穂劇場の施設の管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 第9条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を許可された目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別な設備)

第12条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の

設備をさせることができる。

- 3 前2項の設備は、利用許可期限満了前に利用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可を受けた後、第10条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (5) 嘉穂劇場の施設を汚損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (6) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

- 2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。ただし、同項第6号及び第7号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第14条 利用者は、別表第2に定める使用料(附属設備に係るものは規則で定める額)を支払わなければならない。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は附属設備の使用料を納付するときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、嘉穂劇場の施設の利用を終了したとき、又は第13条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(立入りの制限)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、嘉穂劇場への立入りを拒み、又は嘉穂劇場からの退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 嘉穂劇場の施設を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
  - (4) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、嘉穂劇場の施設の管理上支障があるとき。
- (損害賠償の義務)

第19条 嘉穂劇場の施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

入館料(1人1回につき)

区分	大人		中学生・小学生	
	市内	市外	市内	市外
個人	300円	500円	無料	200円
団体	250円	400円	無料	160円

備考

- 1 入館料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 中学生・小学生とは、義務教育諸学校の生徒及び児童をいう。
- 3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 4 団体は、20人以上の者で構成されている場合に適用する。
- 5 市内とは、個人の入館料にあつては本市に住所を有する者とし、団体での入館料にあつては、次に掲げる団体とする。
  - (1) 本市に住所を有する者が構成員の半数以上である団体
  - (2) 本市に主たる活動拠点を有する団体

別表第2(第14条関係)

- 1 劇場棟使用料

利用時間 利用目的	3時間まで	3時間を超える時間
非営利目的	17,000円	40,000円
営利目的	29,000円	67,000円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 営利目的とは、利用者が営利宣伝の目的で利用する場合をいう。

## 2 広場使用料

期間又は時間	使用料
1時間当たり	500円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。